

## 【子供の養育・就学を支援してほしい】

支援策の名称	8 教科書等の無償給与(災害救助法)
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。
お問合せ先	教育委員会学校教育課 024-577-3249

支援策の名称	9 小・中学校の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
お問合せ先	教育委員会学校教育課 024-577-3249

支援策の名称	10 高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問合せ先	福島県教育庁財務課 024-521-7754

## 【子供の養育・就学を支援してほしい】

支援策の名称	11 奨学金制度の緊急採用
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出(無利子)を緊急に受付・採用します。
活用できる方	●高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問合せ先	福島県教育庁学習指導課 024-521-3364

支援策の名称	12 児童扶養手当等の特例措置
支援の種類	給付
支援の内容	●本人又は扶養義務者の前年の所得が多いため手当額の一部又は全部が支給停止になっている児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者で、今回の災害により損害を受けた方は特例として平成23年3月～24年7月分に所得制限がかからず、手当が支給される場合があります。 ただし、平成23年中の所得が一定以上ある場合は、災害特例の対象となった期間に受給した額を返還しなければなりません。 ○被災者に対する特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の規定を適用しないこととします。
活用できる方	●障害児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯 ○障害者・児のいる世帯
お問合せ先	●こども部こども支援課 024-577-3128      ○健康福祉部社会福祉課 024-575-1264

### 【被災地での健康を守るための一メモ】

#### ●病気の予防について

#### ～感染症の流行を防ぐ 1～

避難所での集団生活では、感染性胃腸炎等の消化器系感染症や、風邪やインフルエンザ等の呼吸器系感染症が流行しやすくなります。

避難所の生活者や支援者は、こまめに手洗いを励行するよう心がけてください。発熱・せきなどの症状がある方は、避難所内に風邪・インフルエンザを流行させないために、軽い症状であっ